

板橋区保育の利用要綱

(昭和56年12月25日 区長決定)

一部改正 (昭和62年 4 月 3 日 区長決定)

一部改正 (平成 2 年11月 7 日 区長決定)

一部改正 (平成 5 年11月11日 区長決定)

一部改正 (平成10年 2 月19日 区長決定)

一部改正 (平成11年 3 月25日 区長決定)

一部改正 (平成20年 3 月24日 部長決定)

一部改正 (平成22年 7 月23日 区長決定)

一部改正 (平成26年 7 月29日 区長決定)

一部改正 (平成27年 3 月31日 区長決定)

一部改正 (平成27年10月 1 日 区長決定)

一部改正 (令和元年 10 月 1 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）及び東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和 40 年板橋区規則第 12 号。以下「規則」という。）に基づく板橋区における保育の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(保育所等入所選考会議の設置)

第 2 条 区長は、児童の保育を必要とする状況の確認及び規則第 4 条の 3 に規定する入所児童の利用調整を行うために、保育所等入所選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

(保育の利用の申込み及び承諾)

第 3 条 児童の保育の利用を希望する保護者は、規則第 4 条第 3 項本文の規定による申込みの場合にあつては教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書（規則別記第 4 号様式の 3）を、同項ただし書の規定による申込みの場合にあつては教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用継続申込書・施設等利用給付認定申請書（規則別記第 4 号様式の 4）を提出することにより、区長に申込みとする。

2 区長は、教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書を受理したときは、速やかに当該申込みに係る児童の保育を必要とする状況を調査し、選考会議を経て、保育の利用の可否を決定する。

(保育の利用期間の設定)

第 4 条 保育の利用の始期及び終期は、保護者の申込みに基づき区長が定める。

- 2 保育の利用期間は、小学校就学までの保育を必要とする期間とする。
- 3 保育の利用期間は更新することができる。この場合においては、保育にあたることができない状況を調査し、確認しなければならない。

(定員の厳守)

第5条 保育を行うときは、保育所等の認可定員及びその年齢区分別定員を超えてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、認可定員の範囲を超えて保育を行うことができる。この場合においては、あらかじめ、保育所等と協議しなければならない。

(保育費用徴収金の額の決定)

第6条 区長は、東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成9年板橋区条例第14号。）第4条及び第4条の2の規定により、保育の利用児童の属する世帯の階層区分を認定し、保育費用徴収金の額を決定しなければならない。

(保育の利用の不承諾)

第7条 区長は、保育の利用の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、申込みを不承諾とする。

- (1) 規則第4条の2に定める保育の利用基準（以下「保育の利用基準」という。）に該当しないとき。
- (2) 保育の利用基準に該当するが、希望保育所等において欠員がないとき等。
- (3) 保育の利用の申込み、届出等に虚偽があることが判明したとき。

(保育の利用の解除)

第8条 区長は、保育の利用をする児童について、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の利用を解除することができる。

- (1) 保育の利用基準の要件が消滅したとき。
- (2) 児童の保護者から保育の利用解除の申出があったとき等。
- (3) 転居その他の事由により保育の利用ができなくなったとき。
- (4) 保育の利用の申込み、届書等に虚偽があることが判明したとき。
- (5) その他特に必要があるとき。

- 2 区長は、前項に定める保育の利用を解除する場合には、当該保育所の長（以下「保育所長」と言う。）の意見を聴くことができる。

(保育の利用の停止)

第9条 区長は、保育の利用をする児童自身が疾病等の事由により一時的に通所できなくなったときは、その事由が発生した日の属する月の翌月（その事由が発生した日が月の初日である場合は、その月）から起算して2か月を超えない範囲において保育の利用を停止することができる。

2 前項の停止は、原則として申請のあった日の属する月の翌月（申請日が月の初日である場合は、その月）の初日から行う。

3 前2項の停止をした期間については、保育費用徴収金は徴収しない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項及び様式は、子ども家庭部長が定める。

付 則

この一部改正後の要綱は、昭和56年12月25日から施行し、昭和57年1月1日から適用する。

付 則

この一部改正後の要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成5年11月1日から適用する。

付 則

1 この一部改正後の要綱は、平成10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

2 申込みその他この要項を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成22年7月23日から施行する。

付 則

この一部改正後の要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

1 この一部改正後の要綱は、平成26年10月1日から施行する。

2 この要綱は、平成27年4月1日以後の入所に係る保育の実施について適用し、同日前の入所に係る保育の実施については、従前の例による。

付 則

1 この一部改正後の要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要項を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正後の要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。